

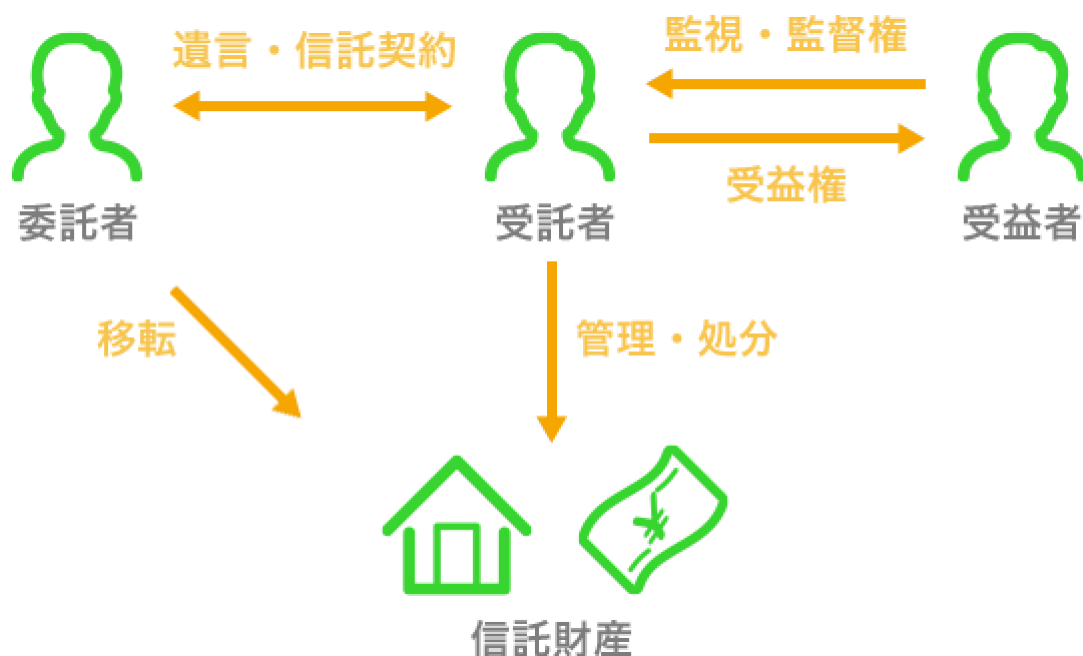
「家族信託」とは

「家族信託」とは、一言でいうと『**財産管理の一手法**』です。

資産を持つ方が、特定の目的(例えば「自分の老後の生活・介護等に必要な資金の管理及び給付」等)に従って、その保有する不動産・預貯金等の資産を信頼できる家族に託し、その**管理・処分を任せる仕組み**です。いわば、「**家族の家族による家族のための信託(財産管理)**」と言えます。

家族・親族に管理を託すので、高額な報酬は発生しません。したがって、資産家のためのものではなく、誰にでも気軽に利用できる仕組みです。

「家族信託」のイメージと機能



※ 現在の信託法は、2007年(平成19年)9月30日に施行

「家族信託」の代表的なメリット

1. 後見制度に代わる柔軟な財産管理を実現できます。

成年後見制度(法定後見・任意後見)は、負担と制約が多い！

毎年の家裁への報告義務の負担。

資産の積極的活用や生前贈与、相続税対策ができない。

➡ 元気なうちから資産の管理・処分を託すことで、元気なうちは、本人の指示に基づく財産管理を、本人が判断能力を喪失した後は、本人の意向に沿った財産管理をスムーズに実行できます。加えて、積極的な資産運用・組替え(不動産の売却・買換・アパート建設等)も、受託者たる家族の責任と判断で可能となります。

2. 法定相続の概念にとらわれない“想い”に即した資産承継を実現できます。

通常の遺言では、2次相続以降の資産承継先の指定不可！

➡ 2次相続以降の資産承継者の指定が可能！

【例】“長子承継”が難しい地主・経営者のケース

3. 不動産の共有問題・将来の共有相続への紛争予防に活用できます。

共有不動産は共有者全員が協力しないと処分できない。

将来、兄弟が不動産を共同相続してしまうと同様の問題が生じる。

➡ 共有者(又は共同相続人)としての権利・財産的価値は、平等を実現しつつ、管理処分権限を共有者の一人に集約させることで、不動産の“塩漬け”を防ぐことができる！

さらに、分かりやすい資料や DVD 映像をお見せしながらご説明いたします。
お気軽に、当事務所までお問い合わせください。

永田秀治行政書士事務所

電話: 0475-86-6525

E-mail info@nagata-gyosei.com